

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の順位)</p> <p>第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>1及び2の項</u>に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い順位を決定する。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>3から5までの項</u>に該当する場合 申請の順序とする。</p> <p>(設備器具等の利用料金)</p> <p>第13条 条例<u>別表第2</u>の規定による運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金の<u>上限額</u>は、別表第3に定める額</p>	<p>(許可の順位)</p> <p>第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>1の項</u>に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い順位を決定する。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>2から4までの項</u>に該当する場合 申請の順序とする。</p> <p>(設備器具等の利用料金)</p> <p>第13条 条例<u>第7条第2項</u>の規定による運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とす</p>

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1)から(3)まで (略)

別表第3 (第13条関係)

設備器具等利用料金の上限額 (略)

備考

1及び2 (略)

3 照明装置を半時間利用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50とする(霞ヶ浦第1野球場及び霞ヶ浦第3野球場を除く)。

4 備考に規定する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1)から(3)まで (略)

別表第3 (第13条関係)

設備器具等利用料金の限度額 (略)

備考

1及び2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従

前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)